

調査の全体的なことについて	
問	答
1 「商品流通調査」とはどんな調査か。	商品流通調査は、５年に１度、県が作成する産業連関表に必要不可欠な調査です。 県内で生産された商品が、最終的にどの地域で消費されたか、具体的には、国外なのか、県外なのか、県内なのか、どこで消費されたかを回答いただき、県と他の地域との間での商品の流通状況、とりわけ県から他の地域に輸出・移出された金額を把握する目的で実施しています。
2 どのようにして当事業所の情報が分かったのか。	事業所を選定する際、統計法の規定（第33条第１項第１号）に基づき、国の承認を得た上で、過去の統計情報を基礎資料として使用しています。この調査の資料としてのみ利用が承認されているため、他の目的で使用することはありません。
3 なぜ当事業所が調査対象となったのか。	上記2のとおり、承認を受けて使用した過去の統計情報をもとに、規模の大きな事業所から順に、調査対象を選定しています。
4 この調査の集計結果は公表されるのか。	この調査は「令和７年兵庫県産業連関表」を作成する目的で実施していますので、集計結果そのものは公表せず、集計結果を反映させた「令和７年兵庫県産業連関表」を公表します。
5 国土交通省が「物流センサス」という調査を実施しているが、何が違うのか。	「物流センサス」は、貨物の輸送先を物量単位で調査していますが、この調査は、商品の最終消費地を金額単位で調査しています。また、商品の分類も異なっています。「物流センサス」のデータでは把握できないため、この調査によって回答をお願いしているところです。
事業所について	
問	答
6 工場は兵庫県外に移転した。回答は必要か。	工場移転が令和７年中の場合、令和７年中に、移転前の工場で生産された内容について、御回答くださいますようお願いいたします。
7 会社名（あるいは事業所名）を変更した。どのように回答したらよいか。	印字済みの情報を二重線で消し、欄外でかまいませんので新しい情報を御記入ください。 なお、県ホームページで提供しているExcel入力用の様式に入力するときは、新しい情報のみの入力でかまいません。その際は、お配りしている調査票から「整理番号」を転記くださいますようお願いいたします。
調査票について	
問	答
8 前回の調査票を見せてもらうことはできるか。	兵庫県統計調査条例の規定（第10条）に基づき、調査票の情報を提供できる対象が限定されているため、たとえ同一企業・同一事業所であっても、前回御提出があった場合の、その調査票情報はお教えできません。なにとぞ御了承ください。 前回と比較してお問い合わせをすることはありませんので、令和７年時点の状況を御記入ください。
9 暦年（１月～12月）では記入できない。	例えば事業年度など、御記入のしやすい期間による記入でもかまいません。その際、「令和７年１月～12月」を最も多く含む期間の実績で御記入ください。
10 送付された調査票に印字されている品目は、現在生産していない。回答不要か。	生産していない品目の名称を二重線で消し、「自工場生産額」欄に「０」を御記入のうえ、御提出をお願いいたします。
11 送付された調査票に印字されている品目以外の品目を生産している。回答不要か。	印字されていない品目については、「記入の手引」に掲載している「兵庫県商品流通調査品目表」から、該当する品目番号・品目名称を御確認いただき、御記入をお願いいたします。
12 「自工場生産額」と、「うち自工場内消費額」「うち輸出向出荷額」「うち国内向出荷額」の３項目の合計が、一致しない。	一致しなくてもかまいません。在庫の増減などにより、一致しないことがあります。
13 「うち自工場内消費額」について、単価が分からない。	当該品目を少しでも出荷している場合は、その出荷額から平均的な単価を計算してください。 生産した全量を自工場内で消費している場合は、参照できる市価により金額を御記入ください。

「国内向の消費地別割合」について	
問	答
14 「消費地」と「出荷先」は違うのか。	単純にどこに出荷（販売）したか、ではありません。 貴事業所で生産した商品が、別の工場で、次の生産過程の部分品として使用された場合は、その「別の工場」が最終消費地になります。 一方、次の生産工程がなく、最終的な完成品である場合は、それを消費する企業や消費者の所在が最終消費地になります。
15 工場からは、物流センター（あるいは倉庫など）に出荷しているが、その先はどこに向かっているのか、分からない。	物流センター等にお問い合わせいただき、大まかな割合でもかまいませんので、ご記入ください。 問い合わせても分からない場合や問い合わせが難しい場合、ご担当の方のこれまでのご経験をふまえて、お分かりになる範囲で御記入をお願いします。
16 「担当の経験」による記入に意味はあるか。	経験による大まかな割合であっても、その商品の消費地の実態に少しでも近づくことができると考えています。お分かりになる範囲で御記入をお願いします。
17 県内／県外の構成比について、「小数第 1 位まで」のような細かい計算はできない。	例えば概ね 3 割程度であれば「30.0%」とするなど、把握しておられる情報から御記入ください。
18 以前の調査では都道府県別に記入していたが、なくなったのか。	今回の調査では、国内向の消費地別割合を「兵庫県内」「兵庫県外」の 2 区分で調査することとしました。